

CDM/JI 活用に関するアンケート調査結果の概要 (速報版)

1. 調査の背景及び目的

京都メカニズムのうち CDM/JI は、温室効果ガスの排出削減量がクレジットとして資産価値を有することとなり、これまで採算性の観点から実現が困難であった海外プロジェクトの実施可能性が大きく広げられる他、排出削減量の認証業務やクレジット仲介業務など、さまざまな分野におけるビジネスチャンスの拡大が期待される。一方、CDM/JI プロジェクトの実施により獲得されたクレジットの活用に関する国内体制はまだ整備段階にある。

このため、環境省においては、プロジェクト実施者となる民間企業が CDM/JI の活用について、どのような点に困難さを感じているか、どのようなサポートを必要としているか等を把握し、より効果的に CDM/JI を活用していくための方策を検討することを目的として、アンケートを実施した。

2. 調査方法

(1) 調査対象企業の選定

下記より、287 社を選定した。

- ・ 会社四季報（2004 年 1 集）より業種別に選定した主要企業
- ・ （財）地球環境センター（GEC）による地球温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査を実施した企業
- ・ （独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の共同実施等推進基礎調査を実施した企業

(2) 調査実施期間

- ・ アンケート発送：2004 年 1 月 27 日
回答締切：2004 年 2 月 13 日
- ・ アンケートは郵送によって実施し、締切 5 日前に葉書による回答再依頼を行った。

3. 調査結果

(1) 回答数、回答企業

- ・ 回答数：170 社（回答率 59.2%）
- ・ 回答は、業種の特徴によって次の 6 つに分類した（該当業種は集計結果参照）。エネルギー多消費型産業、機械産業等、食品・繊維業等、運輸産業等、サービス関連業等、電気・ガス。
- ・ 回答数は、機械（66 件）、エネルギー（45）、食品・繊維（29）、電機・ガス（14）、サービス（10）、運輸（6）の順であった。

(2) 回答の傾向（重複回答あり）

① CDM/JI に関する取組状況

- ・ 最も多かった回答は、「セミナーに参加する等、情報収集のみを行っている」（106件、回答企業の62.4%）であった。
- ・ すでに CDM/JI プロジェクトに着手している企業は5社（2.9%）であった。
- ・ 特に取組を行っていない、もしくは情報収集・FSを行っている企業は153社（90.0%）であった（回答の1.1～1.3を選択した企業）。
- ・ 事業着手の方向で手続き等の準備を進めている、もしくは実際の事業等に着手している企業は27社（15.9%）であった（回答の1.4～1.8を選択した企業）。
- ・ 情報収集等と事業の実施を同時に行っている企業もあった。その重複を除くと、取組を行っていない、もしくは情報収集・FSのみに留まり、事業等には着手していない企業は138社（81.2%）であった。

② CDM/JI に取り組む目的・動機

- ・ 最も多かった回答は、「2.3 将来的に、国内において排出量取引等の制度が導入されることもあり得ると考えており、そのリスクに備えるため」（73件、42.9%）であった。
- ・ 次いで、ほぼ同数の回答が「2.6 将来何らかの形で業務に関与することが予想される分野であることから、現状把握をしておくため」（71件、41.8%）であった。

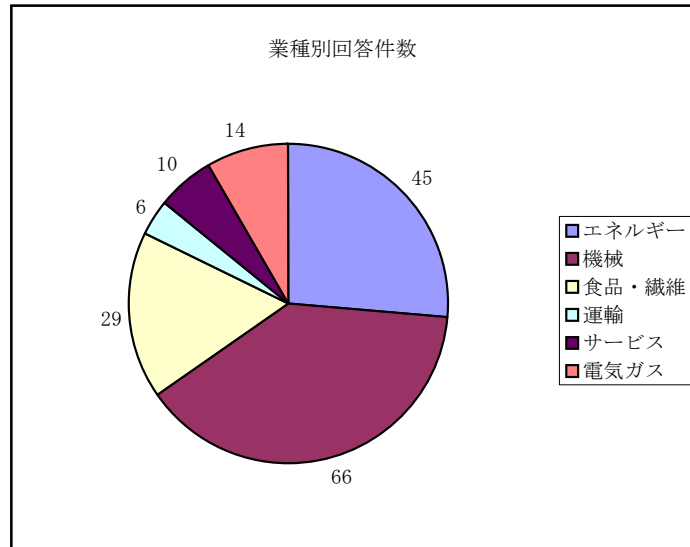
③ 現段階で CDM/JI プロジェクトに着手できない理由

- ・ 最も多かった回答は、「3.2 CDM/JI に関する情報が不足している。」（97件、57.1%）であった。
- ・ 次いで、ほぼ同数の回答が「3.6 企業が CDM/JI クレジットを含めた排出枠を活用できるような国内制度が構築されるかどうか、明らかでない。」（92件、54.1%）であった。
- ・ 「3.1 京都議定書が発効していない」を選択した企業は、69社、40.6%であった。

④ CDM/JI プロジェクトに着手するために必要な条件

- ・ 最も多かった回答は、「4.5 国内における排出削減目標の達成のために、CDM/JI クレジットを含めた排出枠を活用できるような国内制度の導入が決定されること。」（100件、58.8%）であった。
- ・ 次いで「4.6 CDM/JI プロジェクトに関する情報が十分に提供されること」（84件、49.4%）、及び「4.1 京都議定書が発効すること」（80件、47.1%）が、ほぼ同数の回答であった。

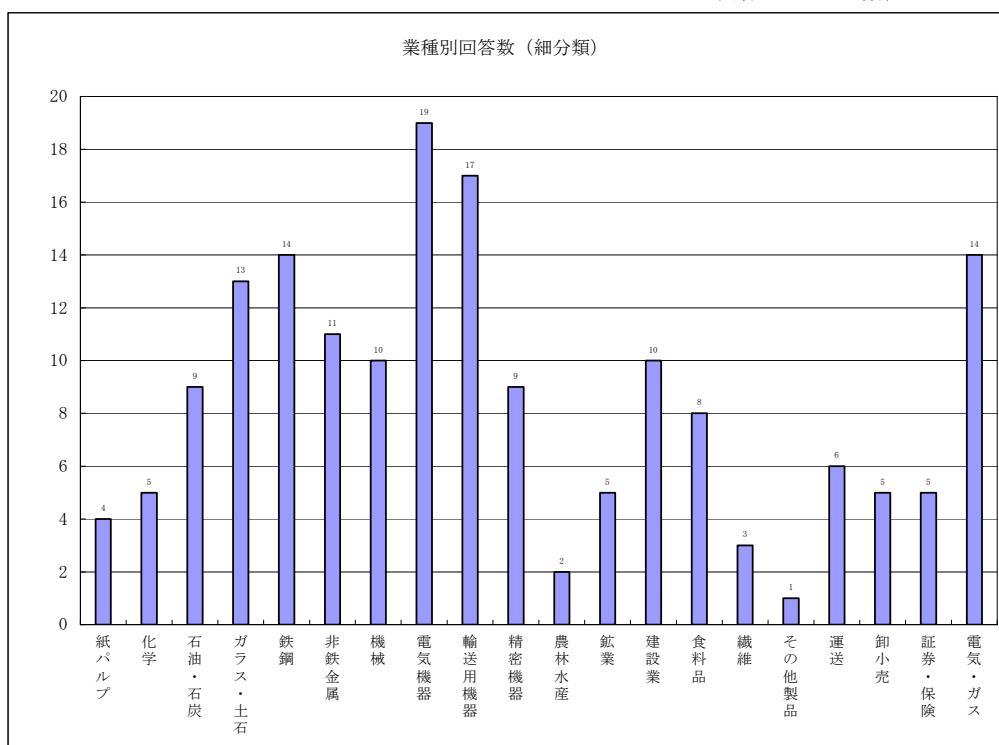
回答集計結果

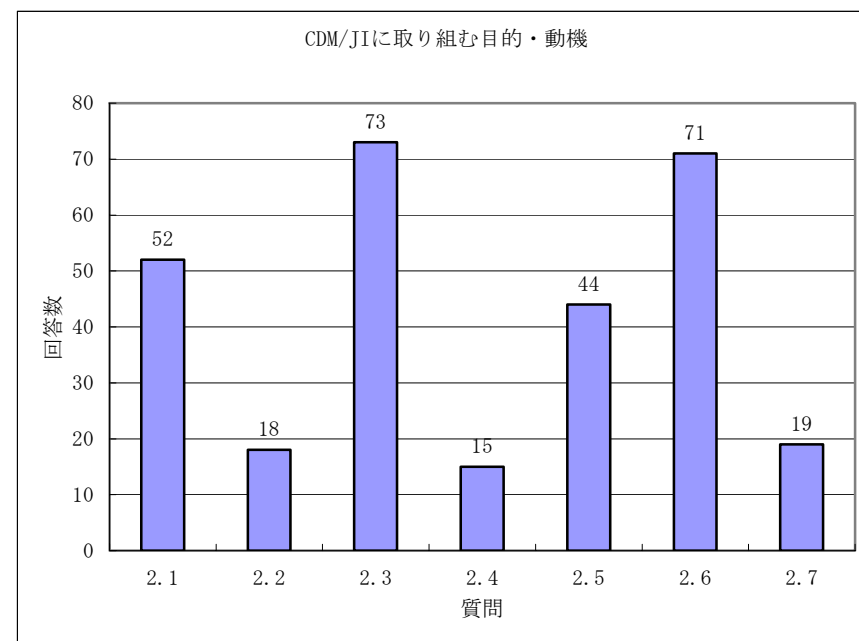
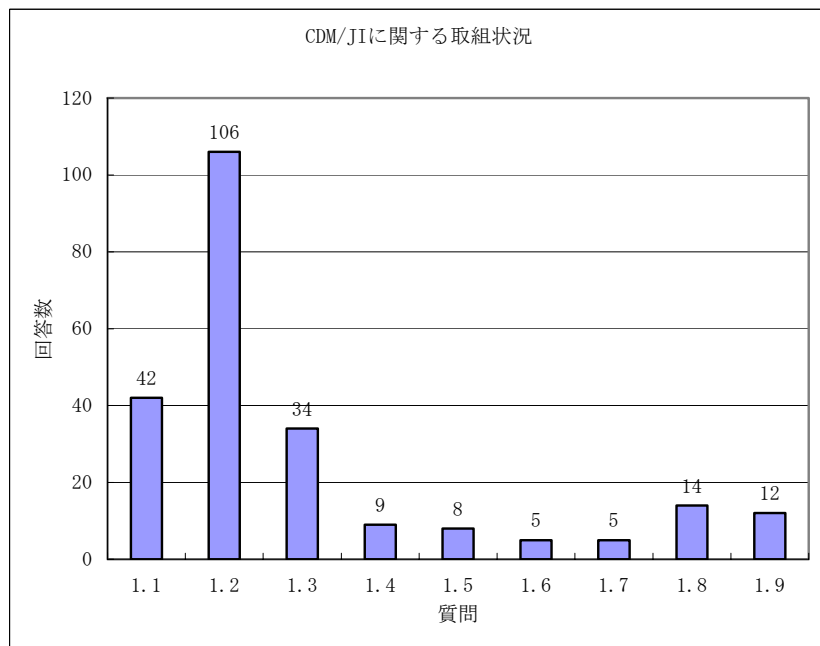


発送数：287 通
 回答数：170 通
 回答率：59.2%

	特徴	該当する業種	回答件数
分類I	エネルギー多消費型産業	紙・パルプ、化学、石油・石炭製品、ガラス・土石、鉄鋼	45 (26.5%)
分類II	機械産業等	非鉄金属、金属製品*、機械、電気機器、輸送用機器、精密機器	66 (38.8%)
分類III	食品・繊維業等	農林水産業、鉱業、建設業、食料品、繊維製品、その他製品	29 (17.1%)
分類IV	運輸産業等	陸運業、海運業、空運業、倉庫・輸送関連業*	6 (3.5%)
分類V	サービス関連業等	卸売業、小売業、証券・商品先物取引業、保険業、通信業、サービス業	10 (5.9%)
分類VI	電気・ガス	電気・ガス業	14 (8.2%)
合計			170 (100.0%)

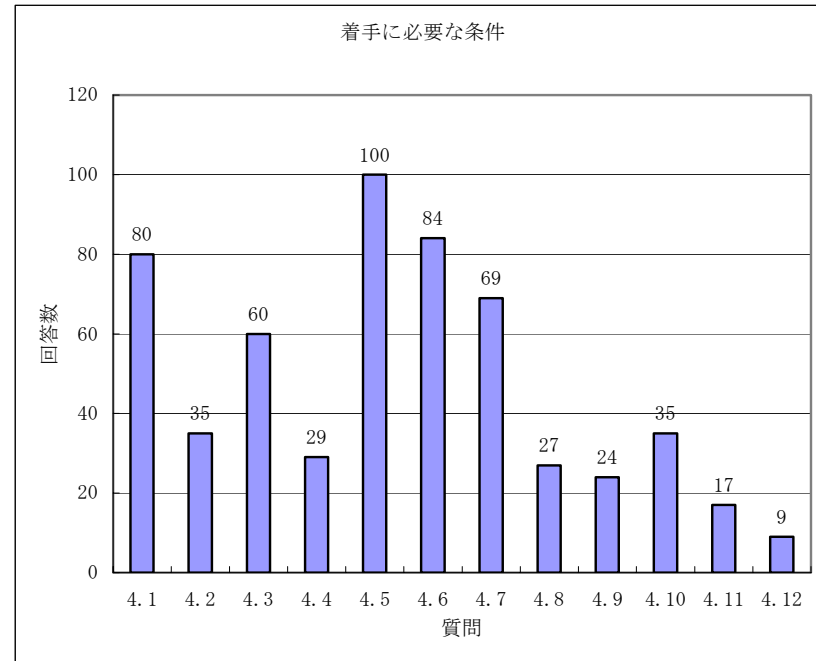
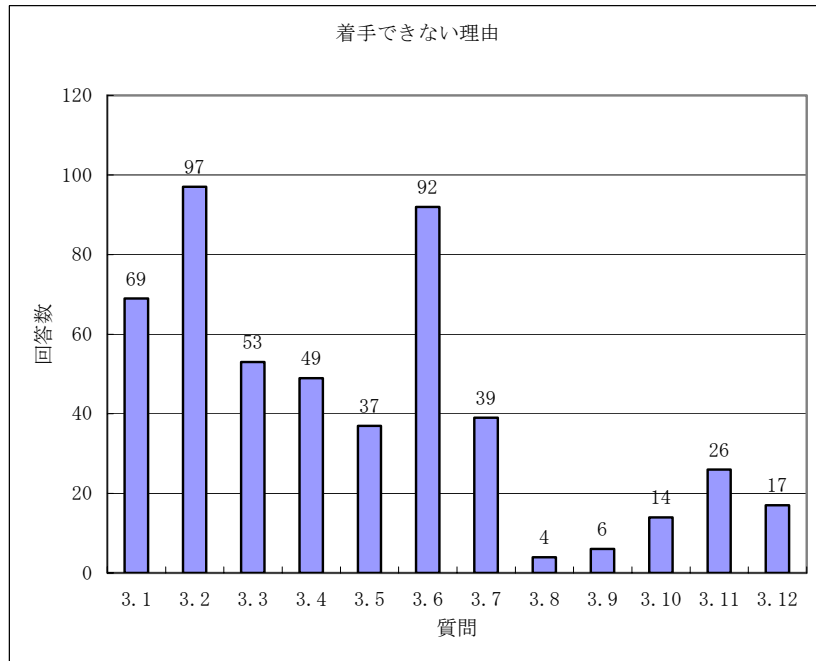
*:回答のなかった業種





1	CDM/JIに関する取組状況	回答数	%
1.1	特に取り組んでいない。	42	24.7
1.2	セミナーに参加する等、情報収集のみを行っている。	106	62.4
1.3	CDM/JIの実施可能性調査（FS）を実施したが、今後どうするかについては検討中である。	34	20.0
1.4	FS終了を踏まえ、事業に着手するという方向性についてはほぼ意思決定済みであり、手続開始に向けた準備を行っている。	9	5.3
1.5	CDM/JIプロジェクトの開始に向けた手続を行っている（例：CDM理事会にベースライン方法等の承認申請を行っている等）。	8	4.7
1.6	近いうちに具体的なCDM/JIプロジェクトに着手・着工する予定である。	5	2.9
1.7	既にCDM/JIプロジェクトに着手・着工している。	5	2.9
1.8	ファンドへの出資を通じてクレジットを確保する方針。	14	8.2
1.9	その他	12	7.1

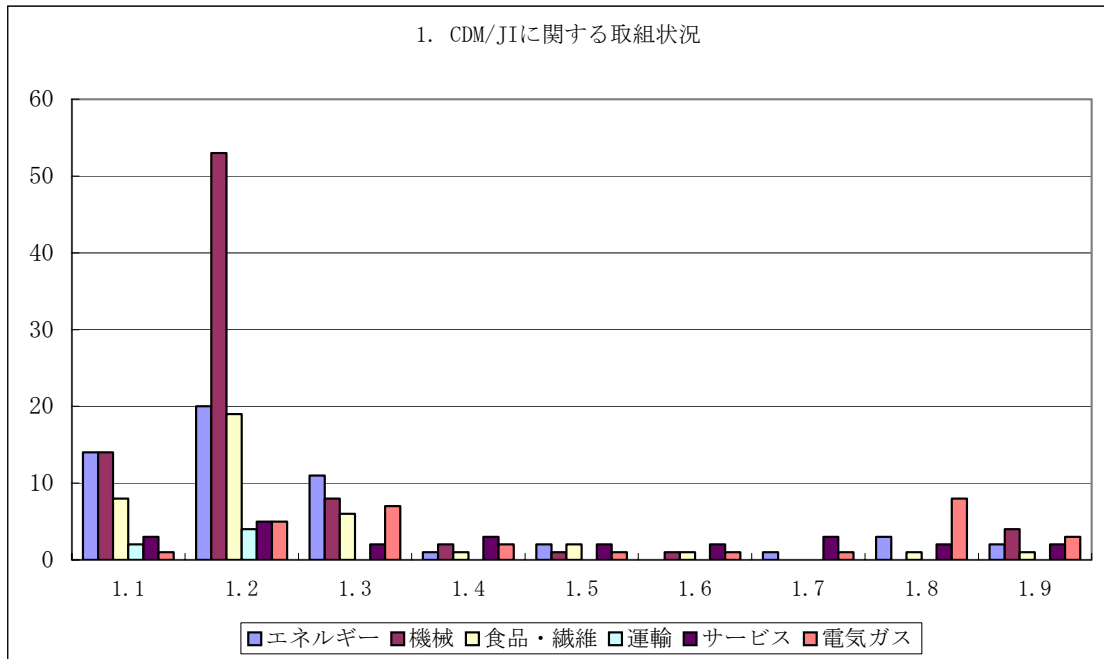
2	CDM/JIに取り組む目的・動機	回答数	%
2.1	経団連自主行動計画等の自主的な排出削減目標を達成するため。	52	30.6
2.2	既に海外で実施/計画している事業がCDM/JIになり得るので、ここからクレジットを得て採算性を向上させるため。	18	10.6
2.3	将来的に、国内において排出量取引等の制度が導入されることもあり得ると考えており、そのリスクに備えるため。	73	42.9
2.4	クレジットを市場で転売して利益を得るため。	15	8.8
2.5	海外での環境保全に貢献することで、企業イメージを向上させるため。	44	25.9
2.6	将来何らかの形で業務に関与することが予想される分野であることから、現状把握をしておくため。	71	41.8
2.7	その他	19	11.2



3	現段階でCDM/JIプロジェクトに着手できない理由	回答数	%
3.1	京都議定書が発効していない。	69	40.6
3.2	CDM/JIに関する情報が不足している。	97	57.1
3.3	取得したクレジットを販売できるのか、その際の価格ほどのくらいか等がわからない。	53	31.2
3.4	政府による、民間企業が取得したCDM/JIクレジットを買い上げるための制度が存在しない。	49	28.8
3.5	CDM/JIクレジットが税制上どのような扱いになるか、わからない(資産か損金か等)。	37	21.8
3.6	企業がCDM/JIクレジットを含めた排出枠を活用できるような国内制度が構築されるかどうか、明らかでない。	92	54.1
3.7	CDM/JIの手続コスト、時間等を考えると、具体的に着手するほどの魅力を感じない。	39	22.9
3.8	ホスト国側がCDM/JI推進に係る政府間の覚書(MOU)を要求しているが、日本政府との間の覚書がないため、プロジェクトを進めることができない。	4	2.4
3.9	ホスト国側の書面による承認を得るのが困難である。	6	3.5
3.10	CDM/JIプロジェクトに着手したいが、投資するのに適当な案件が見当たらない。	14	8.2
3.11	自社の有する事業分野の知見・技術等をCDM/JIに応用することが難しい。	26	15.3
3.12	その他	17	10.0

4	CDM/JIプロジェクトに着手するために必要な条件	回答数	%
4.1	京都議定書が発効すること。	80	47.1
4.2	国際協力銀行・政策投資銀行等の公的主体と民間企業が共同出資する“基金”を設けることにより、CDM/JIプロジェクト特有のリスクが分散されること。	35	20.6
4.3	政府がCDM/JIクレジットを買い取る制度を創設すること。	60	35.3
4.4	市場(海外を含む)でCDM/JIクレジットを高く転売できる見込みがたつこと。	29	17.1
4.5	国内における排出削減目標の達成のために、CDM/JIクレジットを含めた排出枠を活用できるような国内制度の導入が決定されること。	100	58.8
4.6	CDM/JIプロジェクトに関する情報が十分に提供されること。	84	49.4
4.7	CDM/JIの手続コスト、時間等が簡素化されること。	69	40.6
4.8	政府による事業実施可能性調査の規模をより一層拡充すること。	27	15.9
4.9	現行のCDM/JIプロジェクトに対する設備補助事業(政府は資金拠出割合に応じてクレジットを取得する)を拡充すること。	24	14.1
4.10	個別のCDM/JIプロジェクトにおいて、ホスト国の承認を獲得するために日本政府がより一層の支援を行うこと。	35	20.6
4.11	ホスト国との間でCDM/JI推進に係る政府間の覚書(MOU)を締結すること。	17	10.0
4.12	その他	9	5.3

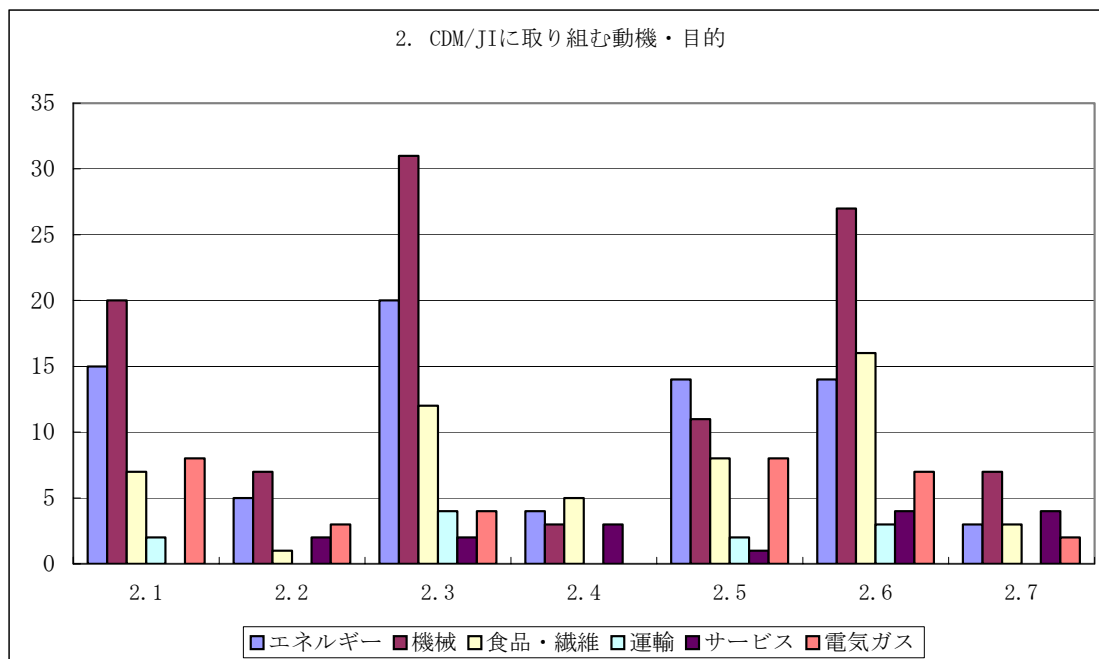
1. CDM/JIに関する取組状況



		エネルギー多消費型	機械等	食品・繊維等	運輸等	サービス関連等	電気・ガス	合計
1.1	特に取り組んでいない。	14	14	8	2	3	1	42
1.2	セミナーに参加する等、情報収集のみを行っている。	20	53	19	4	5	5	106
1.3	CDM/JIの実施可能性調査 (FS) を実施したが、今後どうするかについては検討中である。	11	8	6	0	2	7	34
1.4	FS終了を踏まえ、事業に着手するという方向性についてはほぼ意思決定済みであり、手続開始に向けた準備を行っている。	1	2	1	0	3	2	9
1.5	CDM/JIプロジェクトの開始に向けた手続を行っている (例：CDM理事会にベースライン方法等の承認申請を行っている等)。	2	1	2	0	2	1	8
1.6	近いうちに具体的なCDM/JIプロジェクトに着手・着工する予定である。	0	1	1	0	2	1	5
1.7	既にCDM/JIプロジェクトに着手・着工している。	1	0	0	0	3	1	5
1.8	ファンドへの出資を通じてクレジットを確保する方針。	3	0	1	0	2	8	14
1.9	その他	2	4	1	0	2	3	12

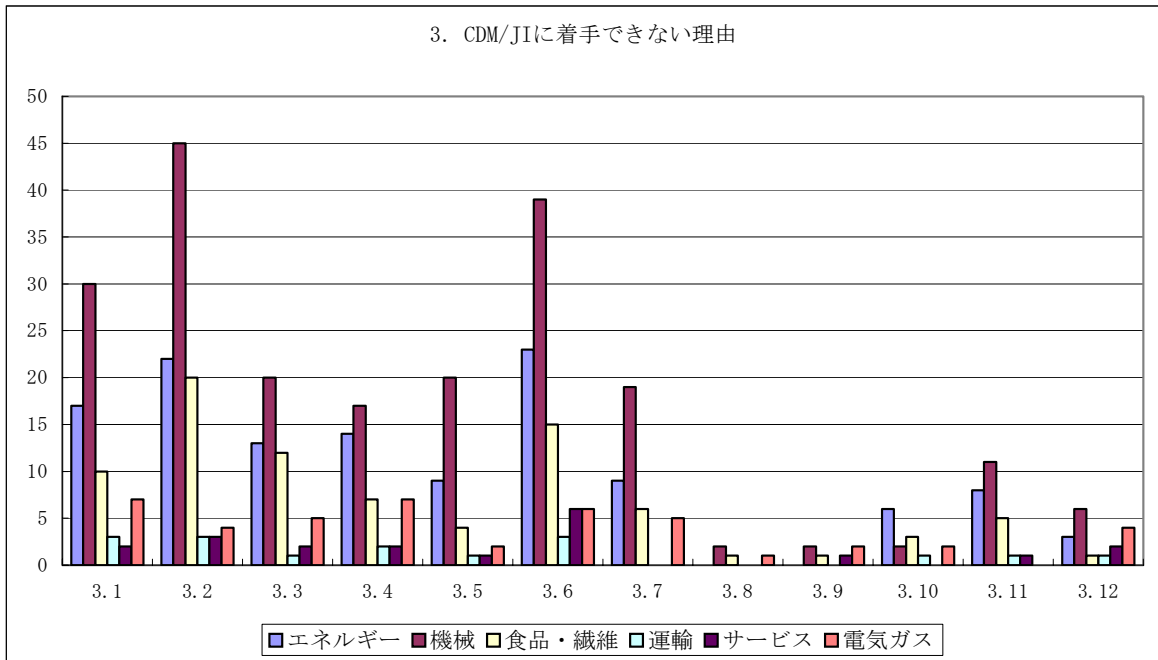
質問1への回答企業数 (重複除く)	取組なし、もしくは情報収集、FSを実施している企業* (事業等も合わせて実施している企業を含む)	%	取組なし、もしくは情報収集やFSのみにとどまり、事業等には着手していない企業	%	事業等に着手した企業	%
回答の番号	1.1 ~ 1.3		1.1 ~ 1.3		1.4 ~ 1.8	
エネルギー多消費型産業	40	23.5	39	22.9	5	2.9
機械産業等	61	35.9	61	35.9	3	1.8
食品・繊維業等	27	15.9	25	14.7	3	1.8
運輸産業等	6	3.5	6	3.5	0	0.0
サービス関連業等	7	4.1	3	1.8	7	4.1
電気・ガス業	12	7.1	4	2.4	9	5.3
合計	153	90.0	138	81.2	27	15.9

2. CDM/JIに取り組む動機・目的

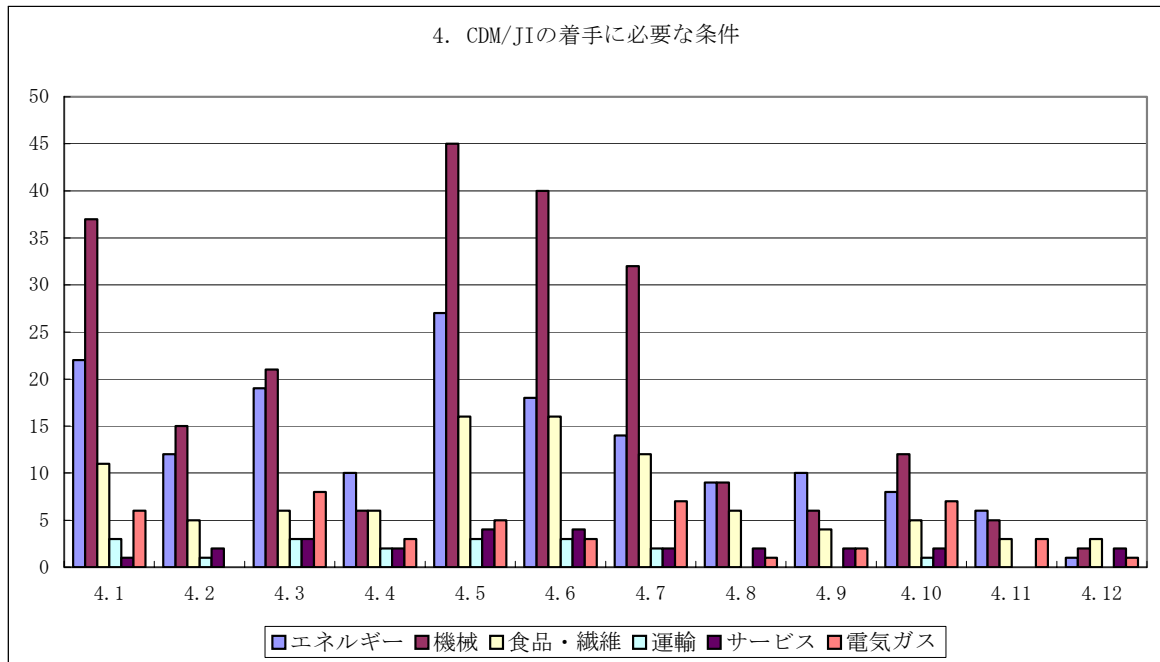


		エネルギー多消費型	機械等	食品・繊維等	運輸等	サービス関連等	電気・ガス	合計
2.1	経団連自主行動計画等の自主的な排出削減目標を達成するため。	15	20	7	2	0	8	52
2.2	既に海外で実施/計画している事業がCDM/JIになり得るので、ここからクレジットを得て採算性を向上させるため。	5	7	1	0	2	3	18
2.3	将来的に、国内において排出量取引等の制度が導入されることもあり得ると考えており、そのリスクに備えるため。	20	31	12	4	2	4	73
2.4	クレジットを市場で転売して利益を得るため。	4	3	5	0	3	0	15
2.5	海外での環境保全に貢献することで、企業イメージを向上させるため。	14	11	8	2	1	8	44
2.6	将来何らかの形で業務に関与することが予想される分野であることから、現状把握をしておくため。	14	27	16	3	4	7	71
2.7	その他	3	7	3	0	4	2	19

3. CDM/JIに着手できない理由



	エネルギー多消費型	機械等	食品・繊維等	運輸等	サービス関連等	電気・ガス	合計
3.1	17	30	10	3	2	7	69
3.2	22	45	20	3	3	4	97
3.3	13	20	12	1	2	5	53
3.4	14	17	7	2	2	7	49
3.5	9	20	4	1	1	2	37
3.6	23	39	15	3	6	6	92
3.7	9	19	6	0	0	5	39
3.8	0	2	1	0	0	1	4
3.9	0	2	1	0	1	2	6
3.10	6	2	3	1	0	2	14
3.11	8	11	5	1	1	0	26
3.12	3	6	1	1	2	4	17



		エネルギー多消費型	機械等	食品・繊維等	運輸等	サービス関連等	電気・ガス	合計
4.1	京都議定書が発効すること。	22	37	11	3	1	6	80
4.2	国際協力銀行・政策投資銀行等の公的主体と民間企業が共同出資する“基金”を設けることにより、CDM/JIプロジェクト特有のリスクが分散されること。	12	15	5	1	2	0	35
4.3	政府がCDM/JIクレジットを買い取る制度を創設すること。	19	21	6	3	3	8	60
4.4	市場(海外を含む)でCDM/JIクレジットを高く転売できる見込みがたつこと。	10	6	6	2	2	3	29
4.5	国内における排出削減目標の達成のために、CDM/JIクレジットを含めた排出枠を活用できるような国内制度の導入が決定されること。	27	45	16	3	4	5	100
4.6	CDM/JIプロジェクトに関する情報が十分に提供されること。	18	40	16	3	4	3	84
4.7	CDM/JIの手続コスト、時間等が簡素化されること。	14	32	12	2	2	7	69
4.8	政府による事業実施可能性調査の規模をより一層拡充すること。	9	9	6	0	2	1	27
4.9	現行のCDM/JIプロジェクトに対する設備補助事業(政府は資金拠出割合に応じてクレジットを取得する)を拡充すること。	10	6	4	0	2	2	24
4.10	個別のCDM/JIプロジェクトにおいて、ホスト国の承認を獲得するために日本政府がより一層の支援を行うこと。	8	12	5	1	2	7	35
4.11	ホスト国との間でCDM/JI推進に係る政府間の覚書(MOU)を締結すること。	6	5	3	0	0	3	17
4.1	その他	1	2	3	0	2	1	9